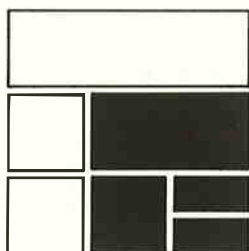


全国広報担当者会同 資料2

広報に関する事例集

(PRのための文例集)



1982年

日本土地家屋調査士会連合会

余白について

この事例集の随所に余白を設けてあります。

この事例集以外に気のついたこと、将来増補したいものなどを自由にメモして下さい。

シンボルマークについて

過去は下の段、現在は中段、将来は上の段で、将来は全国を統一して一本化した組織の力を出そうという願いをこめて、このシンボルマークとしました。

なお、白の部分が「P」、黒塗りの部分が「R」、「PR」を表しています。

目 次

広報に関する事例集

1. 行事関係によるPR	1
(1) 表示登記の日、法の日	1
(2) 無料登記相談	1
(3) テレビ放映、ラジオ放送	2
(4) 運動会	3
(5) 同好会・各種団体	4
(6) お祭り	4
(7) 賀詞交歓会	5
(8) 講演会・座談会	5
(9) 会報	6
2. 一般PR資料	6
(1) 営業種目	6
(2) 徽章(調査士マーク)	7
(3) ポスター	8
(4) チラシ、建築確認通知書用チラシ	9
(5) しおり	10
(6) ステッカー	11
(7) 横断幕、垂れ幕	12
(8) 旗、腕章	13
(9) 電光ニュース	14
(10) アドバルーン	14

(11) 車内広告・時刻表	15
(12) 法務局に名簿の掲出	16
(13) 回覧	17
(14) 新聞広告	18
(15) 地方広報紙	19
(16) 電話帳広告	20
3. 物品によるPR	21
(1) カレンダー	21
(2) メモ用紙, 予定表, 手帳	22
(3) エンピツ, ボールペン, シャープペンシル	23
(4) 灰皿, 文鎮, スタンプ台, 朱肉, ペン入れ, ホッチキス	24
(5) 印紙, 切手領収書	25
(6) ティッシュペーパー, 花の種	26
(7) マッチ, ライター	27
(8) タオル	28
(9) スリッパ	28
(10) うちわ, 扇子	29
4. 各事業所でのPR	30
(1) 看板	30
(2) 開業, 事務所移転, 電話番号変更(開設)の広告, 通知	31
(3) 年賀状, 暑中見舞	32
(4) 事務所に掲出するあいさつ文	33
(5) 名刺	33
(6) 刊行物等	34
(7) 便せん, 送り状	34

(8) 登記済表紙	35
(9) 封筒, 書類袋	36
(10) 自動車	37
(11) 胸章	38
(12) 帽子, ヘルメット	38
(13) 作業服	39
(14) タイピン, バックル, 棒タイ, ネクタイ	41

PRのための文例集

1. 登記について	42
(1) 登記はなぜ必要なのか	42
(2) 土地, 建物を買ったときの登記は	42
(3) 建物を新築したときの登記	42
(4) 新築の登記をした後に増築したときは, 直ちに変更登記を	43
(5) 登記には「表示登記」と「権利登記」があります	43
(6) 「表示登記」と「権利登記」	43
(7) 表示に関する登記は所有者の義務	43
(8) 「表示登記」はすべての登記の基礎	44
(9) 登記だけでは安心できない場合もあります	44
(10) 登記の依頼先を間違いなく	44
(11) 登記手続は依頼先をお間違えなく	44
(12) 不動産登記相談	45
(13) 表示登記無料相談をご利用下さい	45
(14) 表示に関する登記に必要な書類	45

2. 土地家屋調査士について	46
(1) ご存知ですか、土地家屋調査士	46
(2) 「土地家屋調査士」は、どんな業務を引き受けてくれるのか	46
(3) 不動産の登記、現地調査は土地家屋調査士	47
(4) 測量登記の業務は土地家屋調査士	47
(5) 表示登記と土地家屋調査士	47
(6) 土地家屋調査士は表示登記の代行者	47
(7) 土地家屋調査士事務所はあなたの近くにありますか	47
3. 境界について	48
(1) 境界が不明で困っている	48
(2) 境界石の確認	48
(3) 塀や門柱をつくる時、まず境界確認を	48
(4) 杭を残して悔いを残さず	49
4. 登記簿等について	49
(1) これだけは知っておきたい登記簿のしくみ	49
(2) 登記簿のしくみ	49
(3) 登記簿のしくみ	50
(4) 登記簿謄本や公図の写しが必要になったときは	50
(5) 公図とはどんな地図ですか	51
5. その他	51
(1) 大きな買物には大きな安心を	51
(2) 不動産の取引の前に	51
(3) 不動産取得の基礎調査	52
(4) 調査・測量または登記の費用は	52
(5) 公共事業は公共嘱託登記受託団が行っています	52

1. 行事関係によるPR

(1) 表示登記の日・法の日

〔由来〕

「表示登記の日」は、不動産の表示に関する登記についての一般国民の認識を高めるとともに土地家屋調査士制度の趣旨徹底をはかるため、毎年4月1日（登記簿の一元化により旧土地、家屋台帳法に変わり新しく不動産登記法の表示に関する登記が施行された日）と定め、昭和52年より実施されています。

「法の日」は、国民全員が法に関心を持つようにと設けられた10月1日の記念日で、この日は従来司法記念日とされていました。

〔実施期間〕

「表示登記の日」は4月1日、「法の日」は10月1日ですが、10日ぐらいまでを“旬間”として登記無料相談所の開設や、PR活動を実施している会も多いようです。

準備期間としては、地方広報紙への掲載などの場合、半年位前に申し込まなければならない場合もあります。

〔実施内容・案内〕

- 調査士会、支部単位などで制度啓蒙、PR活動を行う。
- 調査士会、支部単位、又は司法書士会などの各種団体と共催して無料相談所、講演会などを行う。
- 各市区町村役場やデパート等に相談所を開設したり、発注官公庁、金融機関等へPRする。
- 回覧板、地方広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送などで制度のPRをしたり、街頭でのPR活動（宣伝カー巡回、しおり・チラシ・ティッシュ・マッチ・ライターなどの配布、ポスターの掲出等）を行う。

(2) 無料登記相談

無料登記相談は現在全国的行事として盛んです。特に4月1日の「表示登記の日」、10月1日の「法の日」にはほとんどの会が行っています。

開設の結果、期待するほどの相談者が訪れなかったり、相談内容が得られなかったりもしますが相談件数、内容によって成果を判断するのではなく、開設までの過程におけるPRが効果をあげており、旬間のPR活動として評価しなければなりません。

相談者にはしおり、チラシなどを渡すなどして調査士制度を理解してもらえよう努めることも必要です。

毎週相談日を決めて行っている会もあるようですが、調査士がこのような社会奉仕をしているということで十分PRの効果が上がるわけです。

「無料登記相談を何で知りましたか」という調査の結果、地方広報紙と回覧が最も多い。公共的ということの安心感があるからでしょう。

実施内容としては会及び支部単位で開催する外各都道府県・市区町村などの行政機関、他の各種団体、新聞社等の主催する不動産フェア、デパート、新聞・雑誌の相談コーナーに参画するなど、案内については“表示登記の日、法の日”欄を参照して下さい。